

国際課税委員会（第47回）の概要

文責 森信茂樹

平成23年2月24日（木）明治大学大学院グローバルビジネス研究科の川田剛教授から「海外個人資産への課税問題について」お話をいただきました。資料別添。

海外への個人資産の課税問題は、法定資料制度の充実と情報交換の組み合わせでやっていくほかない。法定資料制度を国際比較すると、今後わが国で議論になるのが、海外資産情報である。現在財産・債務の明細書があり、国外資産・債務、LLC等への出資についても報告を求めているが、罰則はなく、対象者も限定されており、資産リッチは含まれない可能性がある。国外資産や国外送金についての報告義務はない。わが国でも、海外に資産を移し相続税を脱税する例が増加しているので、何らかの対処する必要がある。

以下、自由討論の概要です。

- ・わが国で、外国資産や国内資産の残高情報を得る場合には、アムネスティーを考える必要がある。
- ・タックスヘブン国との情報交換の締結や活用が先決。
- ・武富士事件対策で相続税法を改正したが、いまだ、「5年超と5年超」のスキームは合法である。ここも閉じる必要がある。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。